

高知県海岸愛護団体支援事業要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、高知県(以下「県」という。)が管理する海岸において、以下の規定する海岸美化活動を行う団体に対して、県が活動支援を行うことで、自発的なボランティア精神を普及させるとともに、住民との協働による美しい海岸環境をつくり出していくことを目的とする。

(認定資格)

第2条 この事業の認定を受ける者(以下「認定団体」という。)は、高知県内に所在する団体で、定期的に海岸美化活動を行う者とする。

(認定)

第3条 認定を受けようとする団体は、別に定めるところにより、市町村長を経由して土木事務所長(以下「所長」という。)に届け出るものとする。

2 所長は、審査のうえ適当であると判断した場合は、海岸愛護団体として認定するものとする。

(海岸美化活動)

第4条 海岸美化活動とは次に掲げるものをいう。

- (1) 海岸における漂着ゴミ収集等の清掃作業
- (2) その他海岸管理者が認める作業

2 海岸美化活動を行う際には、他の目的をもつ活動(チラシの配付、イベントの開催など)を行わないこと。

(安全確保)

第5条 海岸美化活動を行う場合の安全確保については、各認定団体において必要な安全対策、予防策等を講じ、責任をもって対処するものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合には、必ず成人の保護者又は監督者が参加しなければならない。

(支援内容)

第6条 県は、予算の範囲内において、認定団体に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 海岸美化活動傷害保険への加入
- (2) 活動消耗品の配付
- (3) 活動表示看板(アドプトサイン)の設置

2 前項に掲げる支援は、海岸美化活動傷害保険への加入を除き、希望する団体についてのみ行うものとする。

3 ただし、認定団体が行う海岸美化活動が地方公共団体等(県、国含む)により実施されているものと認められるときは、海岸美化活動傷害保険への加入を含めて、原則として、支援は行わない。

(活動計画書の提出)

第7条 認定団体の代表者は、別に定める様式により、毎年度はじめにその年度の活動計画書を、市町村を経由して、所長に提出するものとする。

(活動実績報告書の提出)

第8条 認定団体の代表者は、その年度における海岸美化活動が終了したときは、別に定める様式により、速やかに、活動実績報告書を、市町村長を経由して、所長に提出するものとする。

(認定団体の解散)

第9条 認定団体の代表者は、団体を解散しようとするときは、別に定めるところにより、市町村長を経由して、所長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 認定団体が以下のいずれかに該当する場合、所長は認定を取消することができるものとする。

- (1) 本要綱の定めに従わない場合。
- (2) 長期間にわたって活動を実施しない場合。
- (3) 公序良俗に反し、社会一般的にふさわしくない行為を行ったり、その活動により周辺住民等へ迷惑を及ぼした場合
- (4) その他、所長が認定団体としてふさわしくないと認めた場合。

2 所長は、前項の規定により認定を取消した場合、その旨を、認定団体の属する市町村長まで通知するものとする。

3 市町村長は、本条の規定による通知を受けた場合、その旨を、認定団体の代表者まで通知するものとする。

(知事への報告)

第11条 所長は、第3条の認定の届出、第7条の活動計画書、第8条の活動実施報告書、第9条の認定団体の解散届出書を受理したとき、又は第3条第2項により認定した場合及び第10条により認定を取消した場合は、速やかに知事にその内容を報告するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日より施行する。

(高知県海岸美化活動傷害保険制度からの継承)

2 本要綱施行以前に、高知県海岸美化活動傷害保険制度要綱第7の規定により届出があり認定されている団体については、本要綱による認定があったものとする。

3 高知県海岸美化活動傷害保険制度要綱及び同事務取扱要領については、平成20年5月1日をもって廃止する。

(補則)

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。